



私は76歳です。妻を亡くし、単身者です。公的年金を受給しています。年金額は約180万円で2024年度の所得税は2023年と同じくらいの1,000円だと思います。

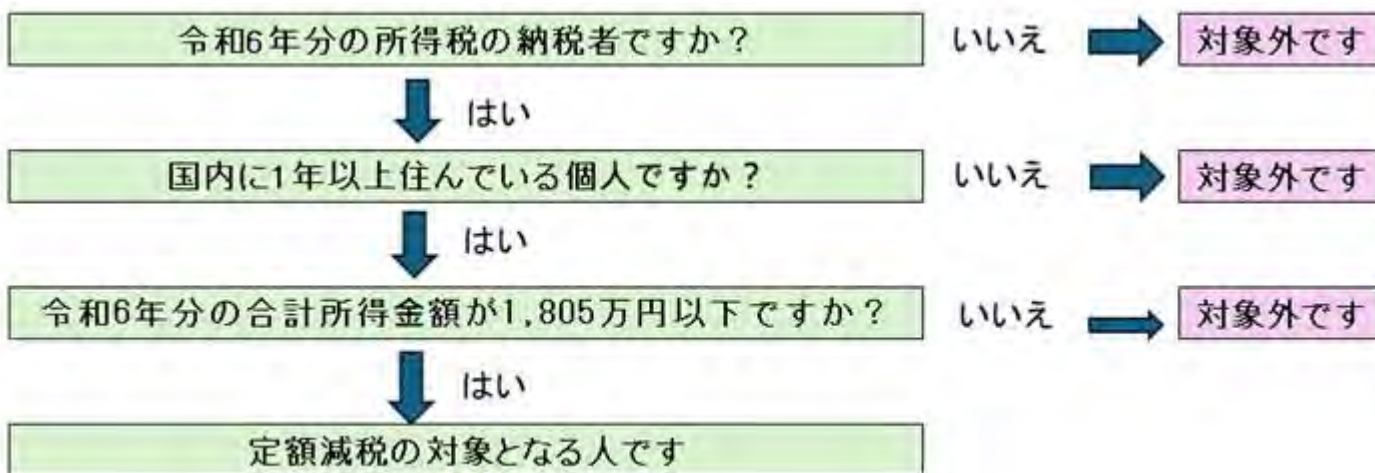
住民税も同じく5,000円だと思います。

所得税の定額減税30,000円から1,000円を引いた残りの29,000円の定額減税残はどのようなのでしょうか？

同じく住民税の定額減税10,000円から5,000円を引いた残りの5,000円の定額減税残はどのようなのでしょうか？



あなたのような定額減税をしたが全額減税されない(定額減税残額)対象者には「調整給付金」が支給されます。今月はその内容について説明しますが、改めて「定額減税」の対象者と減税額を確認しておきましょう。



定額減税額は？

- ・ 所得税減税額：本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき30,000円
- ・ 住民税減税額：本人と同一生計配偶者及び扶養親族1人につき10,000円

調整給付金とは？

- ・ 所得税と住民税の定額減税残額を合計し、1万円単位で切り上げた支給金のことを調整給付金といいます。

事例 1

・年金収入180万円。所得税：1,000円、住民税：5,000円、単身者

所得税	定額減税額	30,000円(単身者)
	定額減税対象額	1,000円
	定額減税残額	29,000円

単身者なので定額減税額は30,000円です。所得税は1,000円なので残りの29,000円は定額減税残額になります。

住民税	定額減税額	10,000円(単身者)
	定額減税対象額	5,000円
	定額減税残額	5,000円

単身者なので定額減税額は10,000円です。

住民税は5,000円なので残りの5,000円は定額減税残額になります。

調整給付金は

所得税定額減税残額29,000円 + 住民税定額減税残額5,000円 = 34,000円

1万円単位で切り上げるので調整給付金は40,000円になります。

事例 2

・年金収入190万円。所得税：7,000円、住民税：23,000円、単身者

所得税	定額減税額	30,000円(単身者)
	定額減税対象額	7,000円
	定額減税残額	23,000円

単身者なので定額減税額は30,000円です。所得税は7,000円なので残りの23,000円は定額減税残額になります。

住民税	定額減税額	10,000円(単身者)
	定額減税対象額	23,000円
	定額減税残額	0円

単身者なので定額減税額は10,000円です。

住民税は23,000円なので残りの定額減税残額は0円です。

調整給付金は

所得税定額減税残額23,000円 + 住民税定額減税残額0円 = 23,000円

1万円単位で切り上げるので調整給付金は30,000円になります。

## 事例 3

・年金収入250万円。所得税：35,000円、住民税：70,000円、単身者

所得税	定額減税額	30,000円(単身者)
	定額減税対象額	35,000円
	定額減税残額	0円

単身者なので定額減税額は30,000円です。所得税は35,000円なので定額減税残額は0円になります。

住民税	定額減税額	10,000円(単身者)
	定額減税対象額	70,000円
	定額減税残額	0円

単身者なので定額減税額は10,000円です。

住民税は70,000円なので残りの定額減税残額は0円です。

## 調整給付金は

所得税定額減税残額0円＋住民税定額減税残額0円＝0円

調整給付金は0円になります。